

「村落 と 環境」

第12号

2016年9月
村落環境研究会

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江瀬研究に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 1 本会に役員として理事 10名以内、監事 2名を置き、総会で選出する。

- 2 役員任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員を選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- 4 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成 22 年 9 月 3 日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 江瀬 武彦

村落と環境 第 12 号

目 次

第 12 回シンポジウム開会あいさつ（江淵 武彦）	
第 1 報告 大分県西部振興局管内における生産森林組合の現状	1
第 2 報告 入会林野での森林経営計画の策定と集落構造（佐藤 宣子）	10
～大分県佐伯市の 2 つの集落を事例として～	
第 3 報告 馬毛島における入会権確認訴訟その後（牧 洋一郎）	17
第 4 報告 岩出市における入会権確認訴訟その後（西 洋）	22
閉会あいさつ（川原 祥治）	26
研究会記事	27
編集後記	

第 12 回シンポジウム開会あいさつ

会長 江淵 武彦（島根大学）

村落環境研究会第 12 回シンポジウムを、ここ大分県日田市高瀬林業センターで開催致します。このシンポジウムにおきましては、大分県西部振興局農山村振興部の高倉さん、九州大学の佐藤さん、沖縄大学地域特別研究所の牧さん、和歌山県岩出町の西さんからご報告を頂きます。

2013（平成 25）年の 10 回シンポジウムでは、島根県松江市と安来市における生産森林組合から認可地縁団体への改組の実例を扱いました。さらに、昨年（平成 24）年の第 11 回シンポジウムにおきましても、宮崎県山村振興課の中武さんからも、宮崎県全体におけるこのあたりの事情をうかがいました。本年は、高倉さんからは、大分県西部振興局管轄地域内という比較的広域に亘る視点から、生産森林組合の状況をうかがいます。佐藤さんからは、大分県南部に位置する佐伯市というより狭い地区内の生産森林組合の状況を、より詳しくうかがいたいと思います。

加えて本年も、これまで入会権者やその支援者から提起いただいた入会権に関する訴訟問題の続編を扱います。入会権訴訟は、裁判の入口において実質的な審理に入る前の前提問題に時間を取られて長期に亘り、入会権者に大きな負担を課すことが珍しくありません。2008（平成 20）年にこの前提問題が一応の解決を見ましたが、まだまだ、最終解決には時間がかかります。そのために、牧さんと西さんから、引き続き、その後の訴訟の展開をご報告いただく次第です。参加者各位の活発なご議論を期待いたします。

第 1 報告

大分県西部振興局管内における生産森林組合の現状

大分県西部振興局 農山村振興部
森林管理班 高倉 芳樹

1. 西部振興局管内の概要

大分県西部振興局は、大分県日田市、玖珠町、九重町の 1 市 2 町を管轄し、森林面積が 96,477ha と総面積の 79%を占める森林地帯である。このうち、民有林面積は 88,226ha と 91%を占め、民有林人工林率は 70%で県平均の 52%を大きく上回る。

樹種別にはスギの人工林が面積で 73%蓄積で 88%を占め、スギの比率が高い林業地帯である。

平成 25 年次における管内の素材生産量は 349 千 m^3 と県内素材生産量の 38%を占める。また、管内の 9 木材市場（日田市 7、玖珠郡 2）の素材取扱量は、平成 26 年次で 576 千 m^3 と、多くの素材を近隣各地から集荷し、供給している。



2. 県下の生産森林組合

県下の生産森林組合設立数は 145 組合になるが、当西部振興局管内が最も多く 96 組合設立され、設立総数の 66%を占めている。しかし、解散した組合の数が 55 組合あり、現在 90 組合まで減少しており、このうち西部振興局の管内が 46 組合と最も多く、解散組合数の 8割を占めている。

表－1 振興局別生産森林組合の設立数、解散数の状況

	東部	中部	南部	豊肥	北部	西部	計
設立組合	6	8	15	11	9	96	145
解散組合	2	1	0	4	2	46	55
残存組合	4	7	15	7	7	50	90

3. 西部振興局管内の生産森林組合

西部振興局管内の生産森林組合は、現在日田地区（日田市）で 31 組合で、経営面積は 2,372ha あり、市内民有林面積の約 5%を占める。同様に玖珠地区（九重町・玖珠町）の 19 組合では、1,881ha あり同地区の民有林面積の約 5%を占める。しかも生産森林組合の森林は地区毎にまとまっており施業の集約化、低コスト化など、地域林業にとって重要な資源である。

表－2 生産森林組合の組合数、経営面積（西部局）

地区名	組合数	経営面積 (*1)	組合員数 (*2)	民有林面積
日田地区	31	2,372ha (4.5%)	2,670 名 (0.89ha/人)	52,804ha
九重町	16	1,785ha (10.5%)	521 名 (3.43ha/人)	16,983ha
玖珠町	3	96ha (0.5%)	1,010 名 (0.09ha/人)	18,439ha
玖珠地区	19	1,881ha (5.3%)	1,531 名 (1.23ha/人)	35,422ha

*1：組合所有面積／民有林面積

*2：組合所有面積／組合員数

4. 解散組合の状況

管内の生産森林組合は、地区による差はあるが下表のとおり解散が多く、地区別比較では、玖珠地区（玖珠町、九重町）が多い。

解散時期は平成 11 年～20 年が 30 件と多く、平成 21 年以降もすでに 5 件が解散し、複数の組合が解散を検討中である。解散組合の規模別比較では、小規模組合の解散割合が高い。

表－3 地区別の設立組合数、解散組合数（西部局）

	日田地区	玖珠地区	西部局計
設立組合数	38	58	96
解散組合数	7 (18%)	39 (67%)	46 (48%)
残存組合数	31 (82%)	19 (33%)	50 (52%)

* () 内は設立組合数に対する割合

表－4 時期別解散組合数（西部局）

	S 54～63	H 1～10	H 11～20	H 21～	計
日田	1件	0件	5件	1件	7件
玖珠	4件	6件	25件	4件	39件
計	5件	6件	30件	5件	46件

表－5 経営規模別の解散組合・存続組合

経営面積 ha	1～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～	計
解散組合	2	6	5	4	3	1	21
存続組合	1	4	8	12	12	13	50
計	3	10	13	16	15	14	71

* 解散組合数は経営面積の確認出来るもののみ計上 (21/46)

解散に至った理由は、収支の悪化や組合員の減少、後継者不足等により組織運営が困難になり将来に向けての希望が見いだせないことにある。

不安を持つ要因の1つに木材価格の下落がある。元々皆伐収入までは30～40年以上を要する産業ではあるが、組合設立当時の木材価格を見て将来の収入計画を描いていた林業経営が、現状では木材価格の下落に伴い厳しい経営を強いられおり、今後に不安を感じている。

支出の面では法人組織運営上の制度で、法人県民税・市町村民税の均等割の税負担がある。全く収入が無いにもかかわらず、税として最低でも年71,000円（大分県）が課税される。この他にも、法人組織として必要な登記や組織運営上の経費がかかる。これは、定期に間伐収入などの伐採収入が見込めない小規模の（所有面積、組合員数）組合にとっては負担ばかり続くとの印象が残る。

税金をはじめ、その他の経費を賄う為、日田地区で 31 組合中 19 組合、玖珠地区では 21 組合中 9 組合が長期借入を起こしているが、この借入金が大きくなっている組合もある。

また、高齢化や後継者不足などの理由から組合員は減少の一途を辿っており、資料が確認出来る日田市内の 6 組合について、解散時の組合員数の減少を見ると、解散時は設立時の 68%に減少していた。

この他、経理処理が複式簿記の手法を必要とする為、組合内部に経理処理の精通者がいない場合、税理士などに依頼することとなり、書類作成経費が必要となる。

このような負担が永く続くことに耐えられないと、解散を選択していると考えられる。

5. 生産森林組合解散後の組織

解散後、その森林や経営がどのような組織体へ移行するかは、その後の森林の活用、林業経営に影響を与える問題である。これまで、森林の有効活用を図る為入会林野整備等を行い、生産森林組合を設立し未利用林野の活用を図ってきたが、現在その存続が困難と解散を選択する組合が多くなっている。その移行先は以下のとおりである。

表－6 解散後の経営組織

	共有林	個人分割	売却	不明	計
日田地区	6	0	1	—	7
玖珠地区	31	1	3	4	39
合計	37	1	4	4	46

イ 共有林

解散後の多くが共有林へ移行している。その移行理由は、個人分割や売却等に比べ経費・手続きが容易に対応出来るからだと考えられる。しかし、相続等所有権移転に伴う変更手続きが適確に継続されないと、時間の経過とともに内容が曖昧になり混乱を招くことが想定される。

解散を検討中のある組合では、今後とも今まで通りの年次総会や管理上の規約を定め管理をしたいと考えている。

ロ 個人分割

解散に伴い個人分割した例はほとんど無い。これは森林を平等な条件下で分割することが非常に難しく、分割しても測量や登記に多くの費用がかかる為で、特に関係者が多い場合、個人分割は困難であるとする。

ハ 売却

売却も事例が少ない。林業不振が続く中、林地を購入し林業経営を行う者はほとんどい

ないと思われる。売却は、購入者が他用途に開発や転用することが危惧されるところである。

第1報告に対する質疑

司会（野村） 高倉さんの報告は、生産森林組合の解散事例である。夢を持って生産森林組合を設立したものの、税負担等の問題で解散に到る生産森林組合が多い。解散後の経営形態例としては認可地縁団体が多いが、共有林という形態は興味深い。

（牧） 生産森林組合に課税される法人住民税その他は、最低 71,000 円で、内訳は市町村民税が 50,000 円、県民税が 20,000 円、県の森林環境税が 1,000 円となっている。大分県は森林環境税基金として県民税 20,000 円の 5%を積み立てており、上手くいっていると聞いている。また鳥取県智頭町では、町民税 50,000 円は減免していると聞いた。このように自治体は、環境税分は別として、原則としては所得のない生産森林組合については住民税を減免すべきではないか。

（高倉） 環境税は、緑化のための財源である。それは、法人や県民全体が負担するもので、生産森林組合の補助に充てられるのではなく、緑を作るために使われている。私の管内である日田市、玖珠町、九重町では、法人住民税は徴収されている。ただし生産森林組合に補助金を出している。ただそれは、森林施業に対する助成であって納税額をそのまま返すという性格のものではない。また、補助金額はそれほど大きいものではなく、相対的に住民税の負担感は大きい。

（岡本） 解散後の組織のことで確認したい。共有の性格を有する入会林野を管理していた入会集団が近代化法にもとづいて入会権を消滅させた後に生産森林組合を設立したという例が多い。報告における生産森林組合はそのようなものなのか。入会権は慣習に従うので、集団所在の地域からの転出者は入会持分権を失い、あるいは、入会持分権の世代間承継は民法の相続の規定ではなく、慣習によって行われる。ところが、この入会権を解消してその後に生産森林組合を組織すると、以後は、かつての入会慣習ではなく、生産森林組合の定款などの規約に従うこととなる。その生産森林組合を解散し、旧組合有林を共有林とすると、新たな共有権者の規律は、民法上の個人的な共有の規定に従うこととなる。そこには、転出失権の定めはなく、共有持分権の世代間承継は、共同相続を基本とする相続の規定に従うこととなる。そうすると、かような共有林を地域の財産として維持することは難しい。そこで、生産森林組合の解散後、共有林とするとの意思を決定するにあたり、旧来の入会慣習を復活させるという合意はなかったのか。

（高倉） そのような話まではしていないと思う。ただ、元組合員であった共有権者らは、今後永続的に森林を集団で管理するため、年一回の総会を開いて権利者を確認し、森林管理について話し合いをしている。生産森林組合を維持して法人税を支払い続けるよりも、そのような共有林として管理するという方法を、彼らは選択した。さらによい方法があったら指摘してほしい。

(岡本) しかし、近代化法の適用を受けて入会林野整備事業のはてに生産森林組合を設立しているとなると、その前提として入会権解消の合意が成立している。その生産森林組合を解散して森林を共有としたとなると、それは、もはや入会権とはいえない。そうすると、共有財産たる森林が分割請求の対象となるし、共有持分の譲渡も完全に自由といわざるをえず、危険な状態だ。村落集団が管理する森林に対して持分譲渡が自由とされ、また分割請求可能な共有規定を適用することが難しいからこそ、民法に入会権規定が設けられたという歴史的経緯がある。

(江淵) 大分県西部振興局管内の生産森林組合は、入会林野近代化法による入相整備を経由して設立されたものか。

(高倉) 近代化法制定以前、町村合併の際に旧町村の財産を地区に残したというものがある。ただし、数は少ない。大半は入会林野整備事業を経由している。

(江淵) 入会林野整備事業を経由していない場合と経過している場合とでは、法的な意味が違う。前者の場合、後者と異なって、通常は入会権解消の合意をせずに生産森林組合を設立している。この場合には、入会権は残存していると解することができる。この場合、生産森林組合を解散しても、旧組合有の森林は入会林であるといっただろう。ところが、入会林野整備事業を経由したということになると、法理論上は、岡本さんの指摘通り、入会権は消滅している。高倉さんの報告によれば、生産森林組合解散後、共有林としたというケースは 8 割に上るといふ。高倉さんは、この共有者らが、年に一回総会を開いているという。それが事実だとすれば、この共有者らは、明かに、一定の地域の組織を維持している。組織があるということは、そこに、地域のルールが施行されているということだ。それはどのようなルールなのか。伝統的な入会慣習ではないのか。

(高倉) そのようなルールはない。解散時の組合員を共有の権利者としたに留まる。解散後の形態について 100%把握しているわけではないが、ただ、共有林とした地域では、全体として、この共有林としての管理を存続させたいと考えている。

(江淵) 民法の一般原則としては、ある財産権者が死亡した場合、相続人の居住地区を問わず、その者のために相続が開始する。西部振興局内の共有林においては、共有権者が死亡すると、居住地区を問わずにすべての相続人のために相続が開始する。共有権者らは、そのように認識しているのか。

(高倉) そのような世代交替に関する問題意識を、彼らは有している。年に一度総会を開催するのは、そのためだ。ある共有権者が死亡して相続人が複数いる場合、その中の 1 名を後継ぎとして選び、その者の負担で共有持分の相続登記をさせる、という規約を創って運用すると言っている。したがって、共有権者が死亡した場合、その持分の承継者は単独となり、権利関係が明確化される。

(江淵) それは、その地域の伝統的な入会慣習ではないか。参加者の意見を聴きたい。生産森林組合を解散して、昔ながらの掟、すなわち入会慣習を復活させるという合意をしてはいけないうか。

(佐藤) 生産森林組合設立後も、実質的には入会権は存続していたのではないか。入会林野整備事業を実施して生産森林組合を組織したのは、入会権の合理的な維持が目的だったのではないか。

(江淵) しかし、法形式上は、全員の合意に基づき入会権を解消したことになっている。

(佐藤) 人びとの意識の上では、入会権を実質的に継続するものであったのではないか。

(江淵) 私は、その実質を重視してもよいのではないかと思う。入会権解消という法理論はともかくとして、整備以前の状態に復帰することを地元の人びとが望むのなら、それを認めてよいのではないか。むしろ、整備事業を支援した県行政の立場としては正面からその方針を認めることはできないかもしれない。しかし、どうしても生産森林組合を持ちこたえられず組合解散を望む旧入会権者にとって、整備以前の入会集団時代の経営方法が必要だというのなら、県としては、やむをえないとの消極的な立場でよいから、それを支援してよいのではないか。

(岡本) 入会権は、慣習にもとづくものであって、設定行為すなわち合意で成立するものではない。生産森林組合解散後、新たに合意により入会権が発生するかのという議論になると思う。新たな入会権の成立を否定する学説もある。すなわち、入会権は前近代的な権利だから新たに発生させることはできないという説だ。ただし、成田における入会墓地に関する裁判例では、明治以降新たに入会権が成立したことを前提とする判決が言い渡されている。合意によって決めるのではなく、現在実施している入会慣習的なものを続ければ入会権が成り立つと思う。

(江淵) 岡本さんが説明された学説は、入会権は慣習にもとづくものであるから新しく発生させることはできないとする見解だ。ここで便宜的にこの説を「消極説」としておくが、この説は、民法 263 条・294 条所定の「慣習」を旧慣と解している。すなわちこの説は、民法における入会権規定は、明治以前に成立した村落による財産管理を暫定的に（やむをえず）認める一種の経過措置であり、今後は新規の成立を認めない趣旨にもとづく解している。この説に始めて明確な異議を唱えたのが本会の顧問であった故中尾英俊先生であり、入会権は契約により新しく成立しようと解する。岡本さんが指摘された成田事件の判決は、明治以降に成立した村落による入会を認めている。中尾先生は、この判決を注視していた。そもそも、民法 263 条・294 条の規定から、消極説は読みとれない。消極説に立つ民法学者は、都市と比較して農村は遅れた前近代的な地域であり、そこでの因循姑息なルールは近代社会の中では否定されるべきもので、そのルールにもとづく入会権など近代以降は無用の長物であるものの、一気にこれを解消すると農村に混乱が生ずるから経過措置として暫定的に民法 263 条・294 条を置き、村落・入会の自然解体を待つこととした—これが、消極説の背後にある農山漁村蔑視思想である。入会林野近代化法も、入会権者は愚かだから植林を怠り森林を収奪して荒廃させるので、かような入会権は解消すべきであるとの思想にもとづいているのではないかと思われる。中尾先生は、近代

化法自体には反対ではなかったようだが、かような差別的入会排斥論は偏見として排斥していた。この中尾説は、入会の実体論からも、民法 263 条・294 条の立法の経緯と民法全体からする解釈論からも穏当であり、消極説には根拠がない。ただ問題となるのは、入会林野整備事業が入会権を法的に消滅させるという前提を有していることである。私は、昭和 41 年・入会林野近代化法は、かような入会権解消まで踏み込む必要はなかったとの見解を持っている。というのは、入会権者は入会地の登記が現在の権利者と一致しないことを苦にして整備事業に着手した、という事情が非常に多いからだ。要するに、入会権者は、入会権を消滅させることを望んでいたというより、入会地を入会権者の集団名で登記することを目的とし、集団による財産管理の継続を望んでいた。入会林野整備事業に頼れば、まるで魔法のように簡単に、しかも登録免許税の負担なしに自分たちの集団名による入会地の所有権登記が実現する。そのために必要な形式として、入会権消滅をうたう書面に署名して入会権が消滅する合意が成立したとした。その際、自分たちのこれまでの権利が法律上「入会権」という名であったことを初めて知った人がほとんどであった。そして、自らの伝統的な村落の掟を主張することができなくなるという、入会権を消滅させることの真の意味に気付かなかった。その後、法人として設立した自分たちの共同体＝生産森林組合の経営に難渋するようになった。法人住民税問題は、その一つだ。そのために、入会林野整備事業に手を出したことを後悔し、さらには、現在に到ってこの後悔から県による整備事業指導をもって「県の扇動」と批判し、この村落環境研究会を県の外郭団体と誤解して、不満を伝える生産森林組合まで生じている。それほどに入会林野整備事業が誤りであったと人びとが後悔するのなら、入会林野近代化法における入会権消滅政策が誤りであったことを前提に、生産森林組合を解散する人びとが入会権の復活を望むのなら、そのように合意した方がよい。これに対して、行政や学者は、はたして、異を唱えることはできるのだろうか。私は、かつて、中尾先生に、入会権は契約によって成立する以上入会林野近代化法で入会権を解消しても後に入会権を復活させることはできるはずではないかと問うた。これに対して、中尾先生は、事実問題として知事が認可して入会権を消滅させた以上、これを復活させるということは難しいのではないかと応えた。その応えは、私には、法理論というより、政治論のように聞こえた。知事が整備事業を認可し、その上で入会権を消滅させたにもかかわらず、その後、これを復活させる。この事態を、少なくとも担当した都道府県の職員は認めないだろう。しかし、私的自治の原則は、この入会権復活を阻止できないのではないかと。

(高倉) 昔の入会林野に戻すということは、認可地縁団体と同じようなものになるのか。生産森林組合を解散して財産を認可地縁団体所有に移すのは抵抗が大きい。今後、認可地縁団体のメリットについて勉強してみたいと思う。

(野村) 入会と認可地縁団体はまったく別の制度であることに注意しておいてほしい。入会慣習と認可地縁団体は、相容れない部分が多い。このことは、以前の本研究会シンポジウムで岡本さんが指摘している。

(高尾) 生産森林組合解散後、全員が合意した規約にもとづき運営が実施されればそれでよいのではないだろうか。

(江淵) 問題となるのは、その後、その規約の有効性につき、集団内で紛争となる場合だ。生産森林組合解散後に旧組合有地を旧組合員の共有名義とすると、各人は、共有持分登記を仲間うちはおろか、部外者にさえ自由に移転登記できる。各人のそのような登記手続きを阻止する手段はない。集団内部でそれを禁止する規約が設けられていても、その持分登記移転当事者がこれを争った場合にどうなるか。この当事者が、かような規約はかつての入会慣習であるところ、入会林野整備事業の実施によって入会権はすでに消滅していると主張して訴訟を提起したら、裁判所はどう判断するか。これが生産森林組合解散後にかつての組合財産たる森林を共有林とする場合の根本的問題だ。

第2報告

入会林野での森林経営計画の策定と集落構造

～大分県佐伯市の2つの集落を事例として～

九州大学大学院農学研究院

教授 佐藤 宣子

1. 研究の背景と目的

2011年の森林法改正によって森林計画制度が大幅に改定された。特に、森林所有者又は経営受託者が作成し、市町村から認定を受ける森林施業計画が森林経営計画制度へと変更されたことにより、2012年度から森林経営計画（以降、経営計画）への移行・新規策定の作業が進められている。

経営計画への制度変更は、団地化と路網整備、施業（特に搬出間伐）の確実な実施という「施業集約化」を担保するために、間伐の下限面積の設定や搬出量に応じた直接支払が導入された（佐藤、2013）。造林補助金制度との関連においては、施業計画段階では、計画策定者への補助金の査定係数による優遇であったものが、計画策定者に限定して森林管理・環境保全直接支払が支給されるということに変更された。このことは、森林計画制度と造林補助金制度がリンクされたことを意味する。

林野庁計画課の資料によると、2013年3月末の段階で、全国で経営計画の策定は2,886千ha（私有林面積の16.6%）であり、2,115千ha（同12.4%）は森林施業計画（5年の計画途中の場合は継続可とされた）のままであった。そうした中で大分県は策定率が高く、特に佐伯地区は施業計画段階よりも計画策定率が高まっている。計画策定率が高まった要因について森林組合で聞き取り調査を行ったところ、要因の一つが、入会林野を中核として経営計画の樹立を推進したことが挙げられた。そこで、本報告では、佐伯市内において労働市場の異なる2つの慣行共有地の事例を比較して考察した。

なお、本稿は佐藤宣子（2015）「入会林野における森林経営計画の策定実態」『九州森林研究』63号、1～5頁の一部に加筆・修正して作成したものである。

2. 研究方法と調査地の概要

研究方法は、第1に、大分県並びに佐伯地区を管轄する佐伯広域森林組合において資料を収集し、経営計画策定の取り組みと推進体制に関する聞き取り調査を実施した。第2に、経営計画を策定した慣行共有林（＝入会林野）のうち、労働市場の異なる2地域を選定し、共有林の現・元代表者と役員への聞き取り調査を実施し、経営計画の策定の条件と課題を考察した。

調査地の大分県佐伯地区は、大分県南部に位置し、2005年に1市5町3村が合併し、佐伯市となり、海岸部から九州山地にいたる面積90.3千haと九州最大の行政市である。

管内の森林面積は 78.8 千 ha、うち民有林は 64.3 千 ha（民有林率 82%）である。民有林人工林は 35.1 千 ha（人工林率 55%）、スギを主体として人工林の多くが戦後造林であり、2000 年の 129.8 千 m²から 2012 年には 256.3 千 m²へと近年素材生産量が増加している（大分県、2014b）。

旧市町村別に森林所有と素材生産の特徴を概観しておく、山間部では不在村私有林と公的分収林の比率が高く、農家林家による自伐が盛んであった（岡森、2003）。しかし、近年、森林組合の作業班に加えて県外の素材生産事業者による主伐が活発化していることが報告されている（小池・佐藤、2011）。一方、旧佐伯市および海岸部の旧町村は、山間部よりも零細な私有林構造であり、入会林野（共有名義による慣行共有地）、生産森林組合の所有比率が高いという特徴がある（農林水産省統計情報部、1991）。

佐伯市を管轄範囲とする佐伯広域森林組合は、1990 年に 6 組合が合併して設立され、組合員 5,294 人（加入率 29%）、組合員所有面積は 49,489ha（カバー率 59%）であり（2013 年 6 月末現在）、山間部の宇目、本匠、直川地区に支所を置いている。本組合の特徴は共販所と加工施設を運営している点であり、2008 年に乾燥施設を要する大型製材施設を竣工、2010 年に拡充し、年間約 12 万 m³の原木を消費している。

3. 調査結果

(1) 経営計画策定の実態と森林組合による推進体制

2007 年時点の森林施業計画段階では佐伯地区の計画策定率は約 15%であったが、2013 年 3 月末段階で、森林経営計画の策定面積は 32,941ha（うち属地計画 28,495ha、属人計画 4,446ha）、森林施業計画を継続しているのは 929ha で、民有林面積に占める計画策定率は 51%となった（大分県、2014a）。つまり、施業計画の森林経営計画への移行と共に新規に計画が樹立された森林が多いことを意味する。また、すべての属地計画は森林組合が策定主体であり、森林所有者から長期経営委託をうける形をとっている。

計画策定率を高めることができた理由は、次の 5 点を指摘することができる。第 1 に、森林組合に、計画策定者に限定した造林補助金への制度変更への危機感と組合加工施設への安定的な木材出荷の要請があったことである。そのため第 2 に、森林組合の森林整備課に施業計画室に施業プランナー研修を受けた職員を配置し、「施業集約化」の取り組みを強めていたことである。第 3 に、支所が設置されていない海岸部の組合員に対して、本所の職員が積極的に働きかけ、2010 年度から旧町村単位で地区座談会を開催し、林業専用道などの林内路網と施業提案を積極的に実施していたことである。団地化のきっかけとして重視したのが共有名義の入会林野や生産森林組合を核として、その周辺の私有地をまとめることであった。佐伯管内にある 15 の生産森林組合のうち 14 組合が 2012 年度に森林経営計画に参加している。第 4 に、森林経営計画の策定範囲を旧市町村、場合によっては旧市町村を超えた範囲にまとめたことである。大きく範囲をとることで、間伐面積の下限（年間 5 ha 以上）などの要件を満たすことができるということであった。第 5 に、佐伯広

域森林組合、佐伯市、大分県南部振興局の連携を強め、制度変更や要件の適合性などの情報共有化を図ったことである。

(2) 兼業探化農業地帯における経営計画の策定事例

H 共有林は H「生産森林組合」と称するものの、登記は共有名義の未整備の入会林野である。旧佐伯市の平地農業地帯に位置し、権利者のほとんどは恒常的勤務の兼業農家であり、定年後の高齢者によって自営的な農業が営まれている。

同共有林は、明治村を範域とする 11 の農業集落の本家世帯主が権利者である。共有地の面積は 104ha で、うち人工林は 40ha である。集落単位で 15 人の役員を選出し（権利者の多い 4 集落は複数人数を選出）、組合長、副組合長 2 名、監事 2 名を互選して運営している。

同共有林は、戦後 1955 年に「組合条規」を作成し、その後 1966 年と 1971 年の 2 回改訂、1974 年には「財産処分並びに管理細則」を明文化した。現在までその条規と細則に沿って運営されている。74 年には、権利者であった 530 名を組合員として名簿を作成、その 530 人の共有名義で登記を行い、細則には、離村と廃家は権利消滅すること、新規加入は認めないこと、権利の売買は禁止すること、収入の処分は税金と管理費を残し、組合員に配当することが明記された。権利者は過疎化の進行によって現在 410 名まで減少しているが、現組合長 S 氏が 1999 年に就任し、副組合長（公務員退職者）と会計の 3 名が中心となって、運営が継続されている。S 氏は 1992 年に大阪から U ターンし、農業に従事しており、「せっかく山がある、伐採して利益をだして配当もしたい」と考えていたという。しかし、2008 年までは、収入がなく組合員から負担金（千円/人）を徴収して管理費を捻出する状況が続いていた。

2009 年に森林組合からの働きかけで、森林整備地域活動支援交付金で道を補修し、7 ha の間伐を実施した。また、この時期から S 組合長と担当の組合職員が頻繁に施業方針について情報交換を行い、役員会で説明、組合に長期施業委託をすることを提案していた。現在、当該地区は国土調査の途中であるが、2010～11 年に森林組合が GPS で踏査に 3 ヶ月を要し、地図化して施業を提案した。それを基に、2012 年に旧佐伯市範域の森林経営計画に加わる形で計画を策定した（2014 年 11 月末現在の計画面積は 4,821ha）。同年、共有林内に 1,500m の林業専用道を開設、11ha の間伐を実施した。その間伐材収入に道の支障木収入、道路補助金を加えて、組合員当たり 2 万円を配当した。

H 共有林は、間伐施業、および主伐・再造林は森林組合に委託する予定であるが、林業専用道の維持管理については共有林の役員が担当し、補修が必要な際には共有林予算で生コンクリートを購入し、作業は役員が実施する予定である。「道があれば役員が定期的には山に行く」、「間伐の必要性と主伐の提案を組合員（＝権利者）に説明する」というように、経営計画にむけた活動が入会集団の森林管理意欲を高めることとなった。また、経営委託を受けたといっても森林組合は定期的に道の管理をできる体制にはないため、地元入会集団による維持管理体制の確立は不可欠とのことであった。平地農業地域で、「権利者

が多く、収益を分割すると配当金額は多くはないものの、配当しえたことで私有林を含め地域の森林への関心を高める効果があった」とのことである。今後とも収入があれば個別配当を予定している。兼業探化している地域であるが、1970年代に権利および運営について明文化していたこと、熱心な組合長の存在が現代まで共有入会林野の管理を維持しえてきたといえる。

本共有林の課題として挙げられたのは、役員の世代交代が可能かどうかという点である。現在15人の役員の平均年齢は60歳代となっており、50歳代役員を計画的に増加させたいとしている。

(3) 漁村における共有林の経営計画の策定事例

I 共有林（45ha、地区住民の共有として登記）のあるI地区は、旧米水津村の大字（薄制村）で、労働市場が狭隘なため漁業と出稼ぎの漁村（浦）といわれた地域である。1960年代には約500戸存在していたが、拳家離村によって現在は230戸となっている。しかし、近年はハマチ養殖が活発化し、漁村としての活発な集落活動（祭り、敬老会、共同作業による街灯修理、門松作り）が継承されている。I地区では集落内に一般会計、山林会計、神社会計があり、45haの共有林は集落の山として団体直轄利用地として管理されてきた山林であった。新戸を含めて、男児誕生の世帯は鯉のぼり用の竿を同地から伐採してきたというように、地域住民の生活と共有林は密接に関係していた。

同地区には、この集落で団体直轄利用している45ha以外に、旧稜場を中心に、小集落単位や個人への割山利用地が共有名義として存在（数百ha）している。しかし、離村者の続出と木材価格低迷の中で、権利関係が不明確になっており、森林経営計画は役員によって境界が確定しえた団体利用地45haのみについて策定された。なお、旧稜場の割山の造林地は、国土調査によっても境界が確定できず、「手のつけようがない」状況となっている。

漁村である同地域が造林を開始したのは大正時代からであり、造船用の弁甲材生産を目的として「アオスギ」とヒノキが造林された。区長記録によると、1963年まで下刈り作業を共同作業で実施していた。また、大正時代のヒノキ造林地の一部を約20年前に伐採し8,000万円の収入があったが、権利者に分配することなく、集落事業のために山林会計に入れて、「地区全体で何かをするときに」、「集落の保険代わり」として引き継いでいる。

こうした権利関係が複雑な地域における、経営計画策定の経緯は以下のとおりである。まず、2006年から同地域担当であった森林組合職員が元区長Y氏（70代）に団地化を相談し、現地をみながら話し合い、地元説明を繰り返し、森林組合とI地区共有林、更にその周辺の零細私有林もいっしょに、10年間の受託契約を結んだ。2008年に森林組合が同地域をGPSで測量し（2人で約6ヶ月を要した）、図面を作成、それを基に路網と間伐施業を提案した。旧米水津地区の範囲では、経営計画の認定要件（連単する林班、間伐の下限面積）を満たすことが難しいと判断されたため、森林経営計画は隣接する蒲江地区に参入する形で2012年に策定された（2014年11月末現在の計画面積は3,891ha）。「林業専

用道」(幅員4m)を作設し、ヒノキ林の間伐を計画している。「専用道」の開設は、共有林役員が軽トラで見回りが可能となったこと、また津波避難道路としても利用できると地域住民からも喜ばれることとなった。路網の複合的な役割を見だし、地域住民が共有林への関心を高めることとなったといえる。

更に、そのことが旧村の区長会で評判となり、I地区以外の区長から森林組合に計画策定(=路網開設)の依頼があるといった予期せぬ波及効果を生むこととなった。担当したH氏によると「国土調査が終わっていなくても地区がまとまっていれば、経営計画の策定はできる」という確信をもった事例である。

同地区の課題として挙げられたのは、①境界が不明となっている割山利用地への対応、②共有林管理の世代継承、③林業労働力確保の3点である。特に、森林組合の作業班は山間地域から通勤せねばならず、主伐・再造林が拡大している中で、海岸部を担当する地業の担い手育成が急務となっている。

4. まとめ

本研究では佐伯市の2つの慣行共有林(=未整備の入会林野)における森林経営計画の策定経緯と入会権利集団との関係を考察した。計画策定の条件と効果、課題について言及し、まとめとしたい。

まず、森林組合職員による積極的で地域の要望に沿った具体的提案がなされたこと、地域にとりまとめ役が存在したことが未整備の入会林野で経営計画を策定しえた条件として挙げることができる。具体的提案の重要なポイントが、経営計画の範囲の設定と地域で活きる路網の提案である。H共有林は旧市町村範囲、I共有林は旧町村域を超えた範囲を提示し、間伐下限や搬出量などを調整し、経営計画策定の要件を満たしていた。つまり、国が設定した補助事業に適合しうるような範囲を設定したといえる。そのことによって、零細な私有林の核として入会林野が位置づけられ、兼業深化地域では林業収益の個人分配、労働市場が狭隘な漁村地区では集落活動の資金捻出が期待され、他地域への計画策定の普及という効果がみられた。

一方で、佐伯地区では、経営受託契約を締結し、旧村範囲に拡大した計画策定範囲であっても、道路の維持管理作業は集落に依拠した入会集団が担っていた。漁村のI地区では集落活動の維持のための山林であることは変わりがなく、経営計画の範囲は拡大しても、集落範囲での管理ということは継続されていた。地域住民が入会林野の存在を再認識し、森林管理への参加を保つ仕組み作りが重要だといえる。

しかし、集落活動が活発なI地区において、団体直轄利用地は入会のままで管理が継承されてきたのに対して、割山利用地については権利関係が不明化していた。役員世代継承とともに、割山利用地の権利関係の明確化あるいは入会権整備の検討が急務である。

また、今後の課題として、佐伯地区内における主伐・再造林増加による林業労働力不足問題への対策を挙げることができる。佐伯地区は組合経営の製材工場の拡充に加えて、近

隣での木質バイオマス発電計画などによって、山側への供給拡大の要請が高まっているところである。しかし、短期的な需要変化への対応という視点だけではなく、土壌保全など環境面を視野に入れた伐期や将来の人工林配置という観点から、面積的にまとまりのある共有林や生産森林組合の入会林野を起源とする森林の位置づけを議論することも必要だと思われる。

【引用文献】

- 小池芙美・佐藤宣子（2011）（森林総合研究書編、山・里の恵みと山村振興、日本林業調査会、東京）：175-182
農林水産省統計情報部（1991）1990年世界農林業センサス、第1巻大分県統計書（林業編）、239pp、農林統計協会、東京
岡森昭則（2003）（堺正紘編著、森林資源管理の社会化、九州大学出版会、福岡）：76-88
大分県（2014a）大分県林業統計（平成24年度版）、183pp
大分県（2014b）木材の統計資料（大分県の木材需給と木材産業の現況平成24年）
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/187748pdf<2014.10.20取得>>
中川秀一（1995）人文地理 47（1）：46-65
林業普及協会（2014）現代林業 2014（5）：14-35
林野庁（2014）林家のための森林経営計画ガイド（平成26年4月版）
http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/pdf/gaid2604.pdf
佐藤宣子編著（2010）日本型森林直接支払いに向けて、257pp、日本林業調査会、東京
佐藤宣子（2013）林業経済研究 59（1）：15-26

第2報告に対する質疑

司会（野村） 佐藤さんからは、未整備入会林野における森林経営計画策定の条件・効果・課題について報告いただいた。

（川原） 私が現職のころ森林施業計画を担当していたことがあった。当時は県の指導でひな形があり右に並べという形であまり苦勞をしたことはなかった。補助金を取得することは大変ありがたいことであるが、林政と農政と比べると、林政の場合は、少ない資料でも多額の補助金が取得できた。農政の場合は、農林事務所、県、農政局、国と膨大な資料を作成することが必要であった。施業計画がなければ補助金は取得できないが、その過程で林政は簡単で迅速であった。今後とも林政を担当されている方には、簡易な計画で手続きを進めていただきたいと思います。

（佐藤） 今の補助制度は簡単にかない。施業計画の2001年頃はそうだったと思うが、林野庁の予算がかなり絞られてきている。温暖化対策の切り捨て間伐から木材需給率を上げるため木材を搬出しなければならないなど政策がめまぐるしく変わり、現場では右往左往している。今は、所有者レベルまで補助制度の内容を理解して計画を立てることがほとんどできないほどの状況になっている。自分の山をどうするかきちんと噛み砕いて国の制度変更をうまく活用してそれとマッチングさせるようなコーディネーター役の人が居るか居ないかが非常に重要である。そのような人が森林組合や市町村・県の中に居るか居ないかが各県の森林経営計画策定率に表れている。福岡県の場合計画策定率は10数%とあまり高くない。これは森林環境税のせいかもしれない。日田市の場合経営計画策定率は高い。

森林組合が頑張っているので皆さん困ったことはないかもしれないが生産森林組合がやりたい施業と計画と齟齬はないだろうか。

(高宮) 日田市は経営計画を8ブロックに分けてほぼ全域をカバーしておりスムーズに行っている。

(佐藤) 森林面積が少なく人工林率が低いところは森林施業面積下限の5haをまとめることができない地区もある。人工林率や地位指数が高く所有規模が零細でないところは計画が樹立し易い。条件の差と県や森林組合の実力差が出ている。施業計画の段階では民有林全体の4割をカバーしていたが、経営計画となると2割までも行っていない。8割は経営計画制度の外にある。大分県では信じられないが、全国的にはそのような状況にある。経営計画を樹立しようとするまとまった面積を所有する生産森林組合や共有林が動かないとできない。経営計画が立てられなければ補助金がもらえない。もらえなければ地域経済に影響があるとして大分県、宮崎県、北海道等は計画策定に頑張っている。香川県などは森林が少なく林野庁の政策は受けていない。

(野村) 森林経営計画制度は補助を受けるため必要と思うがどういうものか。その主体は市町村なのか、それとも別の団体なのか。

(佐藤) 森林法の体系は、保安林制度と森林計画制度から成る。森林計画制度は国が策定する全国森林計画、県が策定する地域森林計画、市町村が策定する市町村森林整備計画と一番下に森林施業計画あるいは森林経営計画がある。策定主体は森林所有者あるいは森林所有者から施業委託を受けた者だが、多くは森林組合が策定主体となっている。他に素材生産業者やNPOも策定主体となれる。策定されたものを適切かどうかチェックして認定するのは市町村だ。

(岡本) 報告資料に記載されているH生産森林組合について聞きたい。大字単位の11集落について、財産処分により共有名簿を作成し共有名義となったとあるが、旧村の名義ではなかったのか。

(佐藤) 旧村の名義ではなく住民の共有名義であった。1974年に名簿を整理し登記をしておしている。

第3報告

第2次馬毛島入会権確認訴訟、その後

沖縄大学 牧 洋一郎

1. 概要

平成14(2002)年より、西之表市壠(アマ)泊(ドマリ)浦集落(集落戸数200中、権利者は60数戸)の浦持ちの土地を巡る紛争すなわち入会権確認訴訟が、第一次及び第二次と長きに亘って係争中であつたが、2015年6月になって終結した。2001年5月、壠泊浦がトビウオの島—西之表市から西へ12キロメートルの海域に浮かぶ馬毛島—葉山港周辺に所有する漁業用地2ヘクタール(3字4筆)につき、浦の代表ら(登記名義人4名)がその用地を通常の(民法上の)共有地であると認識し、権利者60余名中の3分の2の同意を得て採石業者のタストーン・エアポート(旧社名:馬毛島開発)株式会社に地盤総面積すなわち共有持分の3分の2を売却した。よって、現在の登記は、業者(3分の2)とかつての浦の代表4名(3分の1)の共有名義となっている。

2. 訴訟

(1) 第一次入会権確認請求訴訟

浦持ちの土地売却に反対する環境保全(開発反対)派住民20余名は、共有入会地の処分は権利者全員の同意(入会権の基本原則である全員一致の原則)を必要とし、多数決決議は少数持分権者への権利侵害であると主張し、2002年9月、土地売却を有効と考える開発賛成派住民30余名と採石業者を相手に、鹿児島地裁に入会権確認の訴えを提起した。第一次訴訟では、当事者適格すなわち権利者全員が訴訟当事者として訴訟参加しているか否かという点で、権利者全員が原告になっていないとして、鹿児島地裁第一審判決却下・福岡高裁宮崎支部控訴審判決棄却となった。

その後、原告らは上告したが、最高裁判決では「権利者全員が原・被告のいずれかに訴訟参加しているか否か判断せよ」、と原審判決が破棄され第一審判決が取消され差戻しとなった。しかしながら、差戻審第一審判決では、訴訟不参加者3名がいると指摘され却下となった(ここで、裁判官が権利者の訴訟への参加・不参加を指摘し介入することは、入会団体の存在を前提とするもので入会権の存在を認めているものと解される)。

(2) 第二次入会権確認請求訴訟

2011年8月、原告住民ら(開発反対派住民20数名)は当事者全員を精査し直して、再び入会権の存否確認について、開発賛成派住民及び業者(被告40数名)を相手に提訴することになった。2014年2月18日、第一審判決では、権利者全員参加(固有必要的

共同訴訟)の要件は満たしていると判断されたものの、「共有入会権はすでに消滅している」と判断された。その後原告らは控訴したが、2014年10月22日、控訴審判決では「共有入会権は現在も存続している」として原告(控訴人・被上告人)らが逆転勝訴した(破棄自判、一部却下)。

さらにその後2014年11月、被告業者及び被告住民ら(被控訴人・上告人)は控訴審判決を不服として、最高裁に上告(上告提起事件)したが、2015年6月30日、最高裁は上告人らの上告を民法312条1項又は2項を根拠に「理由がない」として、棄却する決定を下した。よって、原告住民らの主張を認めた「共有の性質を有する入会権(民法263条)」が存在するとした控訴審判決が確定するに至った。

3. 原告勝訴の要因

被告ら訴訟代理人の入会権についての無理解、上告手続きに不手際が多々見受けられた。つまり、上告提起事件(民法312条、憲法解釈の誤り)のみを提起し、上告受理申立事件(民法318条、判例解釈の誤り)については提起しなかった。また、上告状に、上告理由書を追って提出すると記載しながら、その提出がなされなかった。

そして、被告住民らは今までに、会合という形などで「入会権の不存在」についての検討などを行なうことは殆どなかったが、他方、原告側は、10数年に亘って壱泊小組合議事録などにつき詳細な資料検討を行い、検討の上、書証として提出していた。また、福岡高裁宮崎支部の担当裁判官の中に、故中尾英俊弁護士の入会権理論について勉強していた人がいたことも、勝訴の有利な要因であったと考えられる。

4. 今後残された課題

蔵元淳弁護士は、採石業者による馬毛島葉山港一帯の入会地の不法占有に対し、「妨害排除請求訴訟を起こすのか否か」という点を重視し、故中尾英俊弁護士は、採石業者がvの共有持分登記を第三者に移転しないために、所有権登記名義人の変更すなわち「所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟を起こすのか否か」を重視していた。いずれにしても避けてはならぬ重要な問題が残されている。

また、控訴審判決では、壱泊小組合への新規加入者及び古くに小組合を離脱した者には当事者適格を認めなかったが、原告住民らは、昭和61年覚書(新規小組合加入者には、馬毛島の土地の権利は与えないなどの記載内容)が小組合で決議されたものではないと主張しているが、今後は権利者の組入りの承認・範囲や資格要件を明確化させるべきである。そして、紛争防止のために問題点を整理し成文規約を作成することも必要ではなからうか。

5. 結び

2015年10月には、原告住民らは会合を開き、今後の馬毛島問題にどう対処するのか

等を話し合った。つまり、原告らが経済的・精神的に疲弊している中、採石業者タストン・エアポート社による今でも続く不法占有に対し妨害排除請求を再び提起するのか、業者に対し現遼泊小組長へ「名義変更せよ」という内容証明郵便を出すこと等が話し合われた。

原告らは、現登記名義人から現小組長への共有持分移転登記手続きを請求する方向で、訴訟をも厭わない方向で動いている現状である。原告住民らは今後も困難な課題に立ち向かおうとしているのである。

物 件 目 録 (最判平成20・7・17民集62巻7号2007～2008頁抜粋)

- 1 所 在 西之表市馬毛島字蟹泊小屋
地 番 7番
地 目 宅地
地 積 2105.78 平方メートル
- 2 所 在 西之表市馬毛島字八重石
地 番 9番 839
地 目 雑種地
地 積 7213 平方メートル
- 3 所 在 西之表市馬毛島字八重石
地 番 9番 840
地 目 雑種地
地 積 10460 平方メートル
- 4 所 在 西之表市馬毛島字葉山
地 番 6番 3
地 目 雑種地
地 積 2230 平方メートル

馬毛島入会権確認請求事件一覧

	平成14年(ワ)785号事件 (第一次)	平成20年(ワ)897号事件 (第一次差戻審)	平成23年(ワ)852号事件 (第二次)
係争地	字葉山(雑種地1筆約2千平方メートル)、蟹泊小屋(宅地1筆約2千平方メートル)及び字八重石(雑種地2筆約1万8千平方メートル)	同左	同左
原告	住民26名	同左	住民24名
被告	住民(登記名義人を含む)36名、馬毛島開発株式会社	同左	住民(登記名義人を含む)42名、タストン・エアポート(旧馬毛島開発)株式会社
第一審判決	平成17年4月12日・却下	平成23年6月15日・却下	平成26年2月18日・棄却
控訴審判決	平成18年6月30日・棄却		平成26年10月22日・破棄自判・一部却下
最高裁判決	平成20年7月17日・破棄差戻		平成27年6月30日・棄却(*決定)

第3報告に対する質疑

(野村) 馬毛島については最高裁で入会集団が勝訴したがあとに残された問題点がある。これに対する意見をお願いしたい。

(岡本) 今後に残された課題に対する問題点として3点確認したい。第1点として、今回の裁判は入会権が存在するという確認訴訟だが、ほかに給付訴訟として妨害排除請求・明渡請求訴訟を提起することが必要だと思う。第2点、馬毛島開発が現在の係争地の共有持分登記の3分の2を取得している。残り3分の1は地元の人4名の名義だが、これらの人々は現在は代表者ではない。これを現在の代表者の名義に移転登記する必要はないか。

(牧) 原告たる入会権者は一枚岩ではない。一方で、被告もまた一枚岩ではなく、その状況で勝訴できたのだからそんなことに時間と費用をかけるべきでないという人がいる。

(岡本) 判決確定後、10年経過すると判決で認められた権利が時効消滅するので、早く決着をつけた方が良いと思うが。

(牧) 全員のにらみ合いが続いている状態で、事態は進んでいない。

(岡本) 第3点、報告の最後に成分規約の必要性を指摘されたが、これは現時点での規約の成文化が必要ということか。

(牧) 浦と呼ばれる種子島の小組合は33あるが、どの浦も成文化した規約を置いていない。

(岡本) 慣習とか習わしやしきたりとしてそのような成文化されていない規範はありうる。成文化が重要なのではなく、入会集団の規範として、この規範にもとづいて現に活動することが必要なことではないか。

(牧) 今は正常な活動が望めない。にらみ合いが続くという異常な状態だ。かつては、もめごとを解決する、知力・胆力・気力・財力を持った実力者がいた。しかし今は、どの浦にもそのような人物がいない。そのために、裁判が終わっても紛争が終息に向かって進まない。

(江淵) 地区の祭りなどの行事は実施されているか。

(牧) かつて旧正月に船祝いという漁師の祭りがあった。しかしここ13年間行われていない。実施すれば、大喧嘩になる。

(野村) このままでは非常にまずいことになると思う。タストーン・エアポートによる占有は自主占有と思われるので、時効取得が可能だ。他主占有に転換させないと、このままでは20年後に同じような争いが起きる。最終目標は、登記を元に戻すための入会権確認訴訟だったと思う。登記を元に戻すことができるのに放置していたと非難を受ける恐れがある。登記請求訴訟を提起するなどしておかないと問題が起こる。争いがあるって入会権者が一つにまとまらないというが、抹消登記請求訴訟により、登記を元に戻すという目的のためにまとめられないのか。

(牧) なかなか難しい。年2回小組合の総会があるものの、みな馬毛島の問題には触

れないようにしない。

(野村) これまで、原告は少数だったため、村八分的な扱いを受けていたという事情も多小はあったのではないかと思うが、裁判に勝ったのでこの勢いのあるうちにそういう動きを始める必要がある。

(牧) 私もそう思っている。今は原告がこの地に住みづらいのではなく、原告から被告に移った4名の人びとが住みづらい。彼らが言うには原告から白い目で見られ被告からは信用されない状況がある。

(古積) 当初、入会権確認訴訟に留め、妨害排除請求や3分の2の共有分移転登記無効を主張した抹消登記請求などの給付訴訟を提起するというもあったのではないか。入会権確認訴訟に留めることに何か理由があったのか。

(牧) 平成13年に妨害排除、売買無効、所有権移転登記抹消の裁判を起こしたが鹿児島地裁で棄却された。これら給付請求においては、登記名義人と採石業者だけを相手にすれば他の人を巻き込まないで済むとして提起した。この裁判の後、中尾先生の提案で、入会権確認請求だけで行こうとなった。そのため、この年の9月に、入会権確認訴訟を提起した。この形の訴訟は、全入会権者が当事者にならなければならないから、地域を二分することになる。したがって、このような訴訟は起こしたくなかった。ただ、原告らによれば、全員を集めて訴訟のための意思決定をする会合をした場合、金を受け取った人びとは出てこないだろうから、この人びとを訴えることはやむをえないということだった。

(古積) 当初の妨害排除・売買無効・所有権移転登記無効請求を裁判所が棄却した理由は何か。

(牧) 受忍できる程度で深く権利を侵害するまでに至らないというものだ。

(古積) 入会権は侵害されていないと裁判所が判断したのか。

(牧) 損害は警備で取るに足りないという判決であった。

(古積) 裁判官が入会権の内容を全く理解していないことの表れだ。その結果、戦術を転換せざるを得ないことになった。残念な判決だ。

第4報告

岩出市における入会権確認訴訟その後

大門池・新池両溜池水利組合 西 洋

1. これまでの経緯

この訴訟では、農業用ため池が地元の地方公共団体たる岩出市の所有物なのか、従前からこれを管理してきた農家の共有財産であるのかが争われた。この裁判については、すでに第7回シンポジウムで報告した（「溜池は誰の物か——和歌山県大門池訴訟その後」村落と環境第7号〔平成23年〕2頁以下）ここでは、その後の展開について述べたい。まず、前回報告のあらましを説明しよう。

大門池は、古くから農業用ため池として地元農家によって管理されてきたが、明治初年の土地官民有区分の際に、官有地第三種に編入された。その後、明治22年・町村制施行にあたり、9か村が合併して新・根来村となる。明治41年に水利組合法が制定され、その4条1号に公共組合としての普通水利組合（現行土地改良法5条1項所定の土地改良区がその後継制度）の規定が置かれたが、私たちの水利組合は、その設立手続きを踏まない任意の組織であった。大正11年に、官有地特別処分規則3条にもとづき、本件ため池の払下げを受けることとなったが、この規定は国からの払下げ先を府県郡市町村または公共組合に限定していたため、やむをえず、当時の根来村の名義を借りて払下げを受けた。そのために、この溜池の所有権登記は、根来村名義となった。昭和31年に根来村ほか3か町村と1か村の一部が合併して岩出町となった。この間、本件ため池については、従前からの農家に管理という実体には変わりはない。

平成14年、岩出町は、市への昇格の必要上、図書館を必要とし、大門池の半分を埋め立ててその敷地とする計画を立て、これを私たちの水利組合に提示した。ここには、この池の敷地が登記簿記載通り町所有物とする前提があった。私たちはこれに異をとなえたが、町はこれに耳を貸さず、協議不成立のまま、埋立工事を強行した（これによって図書館は完成し、平成18年に、岩出町は市制を施行した）。私たちは、平成18年に、組合員87名のうち70名（うち2名を選定当事者）によって、これら溜池につき共有の性質を有する入会権確認（予備的に共有の性質を有しない入会権確認）の訴えを提起した。この訴訟提起の際、組合員17名は訴訟に原告として加わらない意思を明らかにしたので、私たちは、岩出市とともに、これらの組合員を被告とせざるをえなかった。

第1審は入会権者中訴訟に加わらない者を入会権確認訴訟の被告とする方法は認められないとの理由で訴えを却下し、控訴審も同理由で訴えを退けた。上告中、馬毛島入会権訴訟（第3報告）において、この方法を認容する最高裁平成20年7月17日判決が言い

渡された。私たちの上告に対しても、最高裁はこの方法を認め、第 1 審に事件を差し戻した（最判平成 21 年 12 月 18 日）。

差戻第 1 審は、私たちの主位的請求である共有入会権確認の訴えを退け、予備的請求としての地役入会権確認の訴えを認容した（和歌山地判平成 24 年 5 月 29 日）。これに対して、当事者の双方が控訴したが、いずれの控訴も棄却された（大阪高判平成 25 年 11 月 20 日）。双方とも上告したが、最高裁はいずれもこれを退け（平成 26 年 9 月 2 日）、本件ため池につき私たち水利組合員の地役入会権のみを認める差戻審判決が確定した。

2. 差戻審判決確定後

私たちは、岩出市に対し、地役入会権が確認された確定判決をふまえ、本件の円満解決に向けて、話し合いに応ずるよう申し入れた。しかし市は、「判決は水利組合に地役入会権があることを確認したに過ぎず、岩出市に何かをせよと命じたものではない。溜池の扱いは今までどおりとする」と主張し、私たちの申し入れに一切応じない。

以前に岩出市は、それまで水利組合が施錠して管理してきた大門池の樋の鍵を無断で取り換えて、その後も施錠したままである。また、水利組合は、昭和 59 年に新池敷地の一部に駐車場を建設して当時の岩出町に賃貸し、期間満了後に契約を更新した。その後の期間満了後は、岩出町は契約更新なしに駐車場を使用し続け、賃料を支払わない。

そこで、私たち水利組合は、再び訴訟の決意をした。今次の訴訟は、選定当事者という以前の訴訟形式を採らず、水利組合を原告としている。請求の内容は、新池の駐車場の明渡し、駐車場の無断使用による賃料相当損害金の支払い、岩出市が勝手に取り替えた樋の鍵の撤去である。この訴えの第 1 回口頭弁論期日は、平成 27 年 9 月 16 日に予定されている。

第 4 報告に対する質疑

（江淵） 差戻審判決により、西さんたちは、これらため池につき、少なくとも地役入会権者であることの確認を受けた。問題はこの権利の内容だ。確実に言えることは、この権利に取水権能が含まれることだ。岩出市は、この地役入会権は取水に限られると主張していないか。

（西） そのように主張している。

（江淵） 次に水面の利用が問題となる。水利組合は、これまで相当の期間、釣り堀や貸しボート業者へ水面の貸し付けを行ってきた。これが地役入会権の内容としてどうなのだろうか。駐車場としての貸付利用も同様だ。以前に西さんは、水利組合が新池における埋め立て部分に太陽光発電施設を設置することはできないのだろうかとの疑問を口にされていた。この点、岩出市は何と言っているか。

(西) 認めないと言っている。

(江淵) 取水利用について何と言っているか。

(西) 必要なら使ってもよいと言っている。ため池の利用は取水に限られるとの認識だ。

(江淵) 地役入会権者が入会地について契約利用をすることはありうる。したがって、差戻審判決の立場に立って水利組合の権利が地役入会権にとどまると考えても、これまで水利組合が行ってきた釣り堀業者や貸ボート業者への貸し付けも、地役入会権における契約利用と解することができるだろう。このような貸付利用の古い記録はないか。

(西) 昭和 15、6 年頃からある。

(新屋) 溜池は、底地・堤とう・貯留水で構成されている。これらは一体的財産だから、水利組合は、全体に権利を有している。取水量が減ったため一部を埋め立てて駐車場を造ったとしても、その賃料収入は一種の水利補償だと思う。

(西) 岩出市は、いっさいそのような考え方をしていない。水利組合の権利は取水を内容とし、それに限定され、別の用水路からの取水が可能なら、ため池についてそれ以上の利益を得るのは不当だと考えている。

(新屋) 他の用水路は次元の違う話ではないか。当然大門池と新池は江戸時代以前から地元農家の人たちが水稻栽培等に使用してきた。別の用水路からの取水は便宜的な話であり、旧来からのため池の水を使って耕作するのが本来の趣旨ではないか。

(岡本) 地役入会権の理論的な位置づけをしておきたい。民法 294 条の上では、第二次的法源として、地役入会権には地役権の規定が「準用」されるが、共有入会権の場合には共有の規定の「適用」となっている。地役権は要役地の有効利用を目的とした承役地上の権利だが、地役入会権の場合にはこの要役地に相当する土地がない。この点、故中尾先生は、地役入会権をもって、要役地という土地ではなく、入会権者という人のために役立つ権利としての性格、いわば人役権としての性格を有すると考えていた。したがって、地役権と地役入会権とは、法律要件の面で直接リンクしない部分がある。大門池・新池に関していえば、水利組合は、組合員のため、水だけではなく水を維持するための、敷地・堤とう等を全体として支配管理してきた。差戻審判決は、この従来からの支配管理の権能を、地役入会権として、そのまま維持するという趣旨を有していると思う。ただしそれは、あくまで、組合員という人の役に立つための権利だ。したがって、新池が半分埋め立てられて旧来とは姿を変え、貯水量が減ったとしても、それで現在の組合員のために十分であれば、取水権能としてはそれで完結する。そのために、極端に言えば、従来貯水量に戻せ、という請求はできないだろう。

(古積) 地役入会権は、権利者の所有に属さない、国や市町村などの所有する土地から便益を得るための権利であり、その便益とは、かつては農林業の利益、いわば古典的な利益であったろう。大門池や新池の便益は、かつては取水だった。その後、この便益が、地域の生活スタイルが変わり、釣り堀業者や貸ボート業者への賃貸、駐車場経営からの賃

料収入に変化した。このように、入会地といっても、古典的な利用に限定されるのではなく、その利用内容は当然に時代とともに変わりうるものだ。

(江淵) 今でも貸しボート業者や釣り堀業者に貸し付けが行なわれているか。

(西) 今は行なっていないが、その実績はある。古積さんの指摘によれば、取水利用から貸付利用に変化しても、入会権の本質には影響がない。岡本さんが指摘したように、民法 294 条は、地役入会権については各地方の慣習に従うほか、地役権の規定を準用するとしている。ここでいう慣習とは何か。取水利用から貸付利用に変化した場合、これを慣習だと主張することは許されるのか。

(牧) 民法 263 条や 294 条が規定する慣習とは、利用の事実ではなく、現在、地域で生きている取決めだ。入会集団が利用内容を変更する取決めを成立させて実施すれば、それが慣習となる。したがって、入会地たるため池につき取水利用から貸付利用に変化させても、これが集団の適法な意思決定で行なわれたのであれば、それが慣習といえるだろう。

(江淵) 牧さんの第 3 報告に対してした質問と同じ質問を西さんに対してもしたい。この訴訟に関する地域のまとまりはどうか。西さんの報告の地域においては、訴訟を忌避して原告に加わらなかった人がいるが、その事情は何か。感情的な対立はあるか。

(西) 訴訟提起に加わらなかった人は、すべて役場の職員だ。この人びとの立場を考えると、訴訟を忌避して加わらないことには理由があると思う。そのことがみんなわかっているから、感情的な対立はない。訴訟に加わった人も、加わっていない人も、ため池管理にはともに協力が必要だ。

(江淵) 牧さんの第 3 報告における馬毛島の場合、原告に加わらなかった人たちは、馬毛島開発に所有権移転登記をしている。この人びとは、係争地が入会地であることを否定し入会集団に敵対している。しかし、西さんの第 4 報告における地域では、訴訟に加わらなかった人は、被告・岩出市の職員という、立場上、原告に加わることがはばかれる人びとだった。ここに第 3 報告と第 4 報告の裁判例としての違いがある。第 3 報告の裁判において、原告に加わらない入会権者を被告とする方法は不適法との判断が下級審で示された。これに対して、この裁判における代理人であった故中尾先生は、この者らは本来的な被告であって単なる訴訟忌避者ではないと主張し、下級審の判断が不当だという上告受理申し立てをした。これに対する最高裁平成 20 年 7 月 17 日判決の判断は、「本来的な被告論」という中尾先生の主張を正面から認めたものではない。本来的な被告か、それとも単なる訴訟忌避者かの区別なしに、訴訟に加わらない入会権者を被告にすることで、入会権確認訴訟における当事者適格は充足するという、民事訴訟法学上の違和感を乗り越えて画期的な判断を示している。最後に、西さんの報告事例においては、ため池の共同作業や、祭礼などの文化活動の面において、地域の活動はうまくいっているか。

(西) 問題なく実施している。

(野村) 私たち民法学専攻者は、登記をもって不動産の決定的な権利原因とは考えない。とりわけ、入会権を研究する者は、入会権が入会地所有権登記の影響を受けないという、判例

上確立した原則を知っている。しかし、これらのことが、岩出市には理解できていない。それ以上に、岩出市は、登記が市名義であることを理由に、水利組合の所有地＝共有入会地を意図的に奪ったとさえいえるべきではないか。差戻審判決では、地役入会権が認められるにとどまったが、水利組合には、今後、慣習に従ってしっかりとため池を守っていただきたい。

発言者（発言順）

高倉 芳樹（大分県西部振興局農山村振興部森林管理班 生産森林組合指導員）
牧 洋一郎（沖縄大学）
岡本 常雄（沖縄大学）
江渕 武彦（島根大学）
佐藤 宣子（九州大学）
野村 泰弘（島根大学）
高尾 徳次（村落環境研究会事務局長）
川原 祥二（福岡市）
高宮 立身（大分県西部振興局森林管理班）
古積 謙三郎（中央大学）
西 洋（大池・新池水利組合理事長）
新屋 真男（箕面市役所）

閉会あいさつ

（川原） 本日は長い時間の報告と議論をありがとうございました。また遠くから参加の皆さんご苦勞様でした。参加者は少ないながらも、中身の濃いシンポジウムであったと思います。今後ともこの会が永く活動できることを祈念しあいさついたします。

【研究会記事】

第 12 回総会及び理事会の開催

- 1 日時 平成 27 年 9 月 5 日
- 2 会場 大分県日田市大字高瀬 796 の 3 高瀬林業センター
- 3 出席者（役職者のみ掲載）（委）は委任状提出
理事 江渕武彦、岡本常雄、牧洋一郎、佐藤宣子、矢野達雄（委）、
枚田邦弘（委）
監事 川原祥治、野村泰弘
- 4 議長選出
会則第 7 条第 2 項及び第 3 項にもとづき、会長・江渕が議長を務めた。
- 5 理事会の成立
理事の過半数が出席したため、会則第 7 条第 3 項により、理事会が成立した。
- 6 議事
 - ① 第 1 号議案
第 11 起源（2014 年 7 月 1 日～2015 年 6 月 30 日）事業報告及び決算報告が行なわれた。その後、監査報告が川原監事からあり、審議の結果、全員一致で承認された。
 - ② 第 2 号議案
第 12 期（2015 年 7 月 1 日～2016 年 6 月 30 日）収支予算案が提示され、審議の結果、全員一致で承認された。
 - ③ 第 3 号議案
村落環境研究会の今後及び次期開催地について
今回は、鳥取県内でシンポジウムを開催する案が提示され、全員一致で承認された。

第 11 期収支決算書 (2014 年 7 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日)

(単位 : 円)

(1) 収入の部	予 算(A)	決 算 (B)	(A)(B)比	備 考
前期繰越	201,439	201,439	0	
会 費	80,000	96,000	16,000	会費31人、賛助会員2法人
寄付金	0	9,000	9,000	
その他	31	34	3	受取利息
収入計	281,470	306,473	25,003	
(2) 支出の部	予 算(A)	決 算 (B)	(A)(B)比	
第11回シンポ 開催経費	5,000	5,390	390	会場使用料 4,010 円 プロジェクター使用料 1,380 円
機関紙印刷費	80,000	75,600	-4,400	会報印刷費
会議費	0	0	0	
通信費	10,000	12,274	2,274	会報発送経費
事務用品費	5,000	1,774	-3,226	コピー代
振替手数料	3,500	3,078	-422	振替通知表発行手数料 会費郵便振替 2,120 円 送金手数料 1470 円
次期シンポ 開催準備費	5,000	0	-5,000	
支出合計	108,500	98,116	-10,384	
(3) 次期繰越	172,970	208,357	35,387	

監 査 報 告 書

2014 (平成 26) 年 7 月 1 日から 2015 (平成 27) 年 6 月 30 日までの第 9 期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下の通り報告致します。

一 財務執行は、証拠書類に照らして適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

平成 25 (2015) 年 9 月 5 日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印

監事 野村 泰弘 印

第 12 期収支予算書 (2015 年 7 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日)

(単位：円)

(1) 収入の部	第 11 期決算(A)	第 12 期予算(B)	(A)(B)比	備 考
前期繰越	201,439	208,357	6,918	
会 費	96,000	80,000	-16,000	会費35人、賛助会 員2法人
寄付金	9,000	0	-9,000	
その他	34	34	0	受取利息
収入計	306,473	288,391	-18,082	
(2) 支出の部	第 11 期決算(A)	第 12 期予算(B)	(A)(B)比	
第12回シンポ 開催経費	5,390	0	-5,390	会場使用料
機関紙印刷費	75,600	100,000	24,400	会報印刷費
会議費	0	0	0	
通信費	12,274	12,000	-274	会報発送経費
事務用品費	1,774	3,000	1,226	
振替手数料	3,078	3,000	-78	会費郵便振替、送 金手数料
次期シンポ開催 準備費	0	10,000	10,000	
支出合計	98,116	128,000	29,884	
(3) 次期繰り越し	208,357	160,391		

編集後記

このたびのシンポジウムにおきましては、大分県の高倉さんより、大分県西部振興局管内の生産森林組合の状況についてお話しいただきました。この地域は、広大な森林地帯であり、生産森林組合の果たす役割は重要です。しかしながら、全国至るところに認められる生産森林組合の制度上・経営上の悩みが、この地域の生産森林組合にもあり、解散に至る組合が少なくありません。本研究会における研究が、この悩みの解消の一助になれば、と思う次第です。

九州大学の佐藤さんの報告は、森林法上の森林計画に関わるものです。この報告は、大分県佐伯市における調査に裏付けられたもので、2つの入会集団による経営計画策定の例が明らかにされています。司法試験受験生が多く民法学の基本書として読んでいる、著名な学者の民法学解説書の中には、入会権をもって、「重要性は小さくなっている」と評するものがありますが、この評価が的確ではないことが、改めて、この佐藤報告で明らかとなりました。

上記のような、不正確な入会権の解説を載せた民法学解説書を読んで司法試験に合格した者の多くが、裁判官・弁護士として、入会権訴訟に従事している現状があります。民法学者だけでなく、多くの法律・行政の実務家が、入会権について偏見を持っているといわざるをえません。これまで、行政によって入会権者の正当な利益が害され、それに対する裁判所の判断が不適切といわざるをえない例は少なくありません。牧さんや西さんの報告から、改めて、この研究会の使命を再認識したいと思います。 (江淵)

村落と環境 第12号 平成28(2016)年9月発行 (会員配布)

発行編集 村落環境研究会
住 所 〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060
島根大学法文学部江淵研究室
電話/FAX 電話：0852-32-6144 FAX：0852-32-6169
郵便局振替口座 01340-0-101124 (他銀行からは139-0101124)
Eメール ebuchi@soc.shimane-u.ac.jp
年会費 一般会員 2,000円 賛助会員(団体・法人) 5,000円
印刷 就労継続支援A型事業所 ピー・ター・パン
島根県松江市邑生町 662-1 電話：0852-34-9734
